

昭和55年7月1日

都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について

屋外タンク貯蔵所に係るタンク冷却用散水設備及び水幕設備については、昭和51年1月16日付け消防予第4号通達別添第1の「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び昭和52年4月28日付け消防危第75号通達「防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」により、それぞれご指導願っているところであるが、散水設備又は水幕設備の設置に際しては、これらの設備の一部又は消火設備の一部を相互に共用する 경우가一般的であることにかんがみ、この場合における必要事項を追加するとともに両基準の調整、合理化を図ることを目的とし、これらの基準について別紙の改正事項の概要に示す事項を内容とする改正を行つたので、今後は、別添1及び別添2に示す「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」により運用されるようお願いする。

なお、これらの改正基準は、昭和55年8月1日から適用するものとし、昭和55年7月31日以前に既に散水設備又は水幕設備に関する手続きの終了しているものについては、従前の基準によることができるものである。

追つて、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

改正事項の概要

1 散水設備に関する事項

- (1) 設置範囲を明確にしたこと。
- (2) 加圧送水装置の送水区域の範囲として時間を追加したこと。
- (3) 加圧送水装置のポンプの吐出量を明確にしたこと。
- (4) 摩擦損失水頭線図及び管継手等の直管長さ換算表を追加したこと。
- (5) 配管のうち乾式の部分についての摩擦損失水頭の計算式を追加したこと。
- (6) 加圧送水装置のポンプを複数運転する場合の設置条件について定めたこと。
- (7) 加圧送水装置の原動機として内燃機関及びタービン機関を追加したこと。
- (8) 加圧送水装置に設ける起動操作設備の機構について規定したこと。
- (9) 加圧送水装置の呼水装置として真空ポンプを追加したこと。
- (10) 水源水量について所要の合理化を図ったこと。
- (11) 散水設備と他の消防設備等の水源を共用する場合の水量について規定したこと。
- (12) 加圧送水装置の原動機として内燃機関を用いる場合の予備動力源について定めたこと。

2 水幕設備に関する事項

- (1) 上記1 (3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10) 及び (12) と同様としたこと。
- (2) 水幕設備と他の消防設備等の水源を共用する場合の水量について規定したこと。

3 その他文章上の整備を図ったこと。

別添 1

タンク冷却用散水設備に関する運用指針

タンクの冷却用散水設備（以下「散水設備」という。）は、次によること。

- 1 散水設備の設置範囲は、危険物の規制に関する規則第15条第1号に定める技術上の基準に適合しないタンク（一部適合しないものにあつては、その部分を含む。以下「不適合タンク」という。）及び当該タンクが保有すべき空地内に存する容量10,000k l以上のタンク（以下「近接タンク」という。）の当該空地内の部分とすること。
- 2 散水設備は、タンクの側板面積1m²につき2l/min以上の割合でタンク側板全面を均等に散水できるものであること。
- 3 散水設備は、散水管、立上り管、送水管、吸水管等の配管、加圧送水装置、水源及び予備動力源並びにこれに附帯する設備から構成されるものであること。
- 4 配管は、次によること。
 - (1) 散水管（タンク側板を外側より冷却するためタンク側板の頂部（浮屋根式のものにあつては、ウインドガーター下部とし、2以上のウインドガーター又はステイフナリングを設けてあるものは当該ウインドガーター又はステイフナリングごととする。）の円周上に設けられる設備で、管、管継手及び散水ヘッドにより構成されたものをいう。以下同じ。）は、次に定めるところによること。
 - ア 散水管は、原則としてタンク側板の円周上を均等に4分割して、設けること（注1参照）。ただし、当該設備に用いられる加圧送水装置の能力及び水源水量に余裕がある場合にあつては、排水設備の能力に応じて、3以下に分割又は全周（分割しないものをいう。以下同じ。）とすることができる。
 - イ 散水管は、散水ヘッドの目づまり防止のため、定期的に内部のスケール等を取り除くことができる構造のものであること（注2参照）。
 - ウ 散水管は、火災時の加熱、衝撃等を考慮して設けること。
 - (2) 散水管に接続する立上り管（タンク側板に沿つて立ち上る部分の配管をいう。以下同じ。）には、タンク基礎上1.5m以内の位置にフランジ接続部を設けるとともに当該設備の維持管理に必要な水圧試験等を行うための圧力計の接続口を設けること。
 - (3) 送水管（ポンプから立上り管までの配管をいう。以下同じ。）には、次の弁を設けること。
 - ア 加圧送水装置の吐出側直近部分に逆止弁及び止水弁を設けること。
 - イ 散水管を分割して設ける場合にあつては、分割した散水管に接続する送水管ごとに選択弁を設けること。
 - ウ 散水管を分割しないで設ける場合にあつては、開閉弁を設けること。
 - (4) 吸水管（水源からポンプまでの配管をいう。以下同じ。）は、次によること。

ア 吸水管は、ポンプごとに専用とすること。

イ 吸水管には、止水弁（水源の水位がポンプより低い位置にあるものにあつては、フート弁）及びろ過装置（フート弁にろ過装置を設けるものを除く。）を設けること。

ウ フート弁は、容易に点検を行うことができる構造のものであること。

(5) 配管の管径は、流量、管の長さ、管路の状況等による摩擦損失を考慮し、散水ヘッドより所定の水量が放射できるものであること。

(6) 配管（吸水管を除く。）は、当該配管に送水する加圧送水装置の締切圧力（開閉弁又は選択弁から水の流れの下流側に設ける配管にあつては、当該部分にかかる圧力）の1.5倍以上の圧力で水圧試験を行った場合において、漏えいその他の異常がないものであること。

(7) 配管は、地上であつて、かつ、当該配管等の点検、清掃及び補修（以下「点検等」という。）が容易に行える場所に設けること。

ただし、点検等を容易に行うことができるふたのある鉄筋コンクリート造の箱の中に設ける等の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(8) 防油堤内に設ける配管は、火災時の加熱によるわん曲に伴う扁平、破損等から十分に保護できる構造であること。この場合、散水管への立上り管の基部及び散水管との接続直近の部分には、タンク内の危険物の爆発等により受ける上向きの力と衝撃を吸収できるよう可撓部分を必要に応じ設けるか若しくはこれと同等以上の効果のある措置を講ずること。

(9) 散水設備の配管に設けるストレーナ、排水弁、選択弁、開閉弁及び止水弁は、次によること。

ア ストレーナ及び排水弁等の弁は、水の流れの下流から上流に向つてストレーナ、排水弁、選択弁（選択弁を設けないものにあつては、開閉弁。以下「選択弁等」という。）及び止水弁の順に従つて設けること（注3参照）。

イ 選択弁等は、当該散水管が設置されるタンクの防油堤外で、火災の際安全、かつ、容易に接近することができる場所に設けること。この場合、選択弁等の操作部（ハンドル車を含む。）の位置は、操作の場所における地盤面からの高さが0.8m以上1.5m以下であること。

ウ 選択弁等からの水の流れの上流側の部分は、常に水を満たした状態にしておくものとする。ただし、選択弁等と加圧送水装置との間に弁を設け、かつ当該弁と選択弁等との間（以下「弁間配管」という。）に自動排気弁（配管に送水した場合において弁間配管内の空気を自動的に排出できる弁をいう。）及び排水弁を設ける送水管にあつては、当該送水管のうち弁間配管部分はこの限りでない。

エ 選択弁等には、その直近の見やすい箇所に散水設備の選択弁等である旨及び当該選択弁等の対象となるタンク並びにその防護範囲を明示した標識を設けること。なお、遠隔操作によるものにあつては、当該遠隔操作部にもこれと同様の標識を設けること（注4参照）。

オ 開閉弁、選択弁及び止水弁にあつては、その開閉方向が、逆止弁にあつては

水の流れ方向がそれぞれ表示されているものであること。

カ 開閉弁、選択弁及び止水弁は、当該弁の開閉状況が容易に確認できるものであること。ただし、外ねじ式の仕切弁とするものにあつては、この限りでない。

キ ストレーナは次によること。

(ア) 網目の開き又は円孔の径がヘッドの最小通路の2分の1以下で、かつ、その開口面積の合計が当該ストレーナを設ける配管の内断面積の4倍以上のものであること。

(イ) 通過する流水に対して十分な強度を有するものであること。

(10) 管、管継手及びバルブは、次によること。

ア 管の材料は、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」(1978)、JISG3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」(1978)若しくはJISG3457「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」(1978)に適合するもの又はこれらと同等以上の機械的性質、耐食性及び耐熱性を有するものであること。ただし、ストレーナから水の流れの下流側に設ける管にあつては、溶融亜鉛めつきを施したものであること。

イ 管継手の材料は、次の表の左欄に掲げる管継手の種類に応じ、同表の右欄に掲げる材料のもの又はこれと同等以上の機械的性質、耐熱性を有するものを使用すること。ただし、ストレーナから水の流れの下流側に設ける管継手にあつては、溶融亜鉛めつきを施したものであること。

管継手の種類		管 継 手 の 材 料
フランジ継手	ねじ込み式継手	B2211「5kgf/cm ² 鉄鋼製管フランジの基準寸法」(1977)、B2212「10kgf/cm ² 鉄鋼製管フランジの基準寸法」(1977)又はB2213「16kgf/cm ² 鉄鋼製管フランジの基準寸法」(1976)
	溶 接 式 継 手	B2221「5kgf/cm ² 鋼管さし込み溶接式フランジ」(1977)、B2222「10kgf/cm ² 鋼管さし込み溶接式フランジ」(1977)又はB2223「16kgf/cm ² 鋼管さし込み溶接式フランジ」(1976)
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	B2301「ねじ込み式可鍛铸铁製管継手」(1976)又はB2302「ねじ込み式鋼管製管継手」(1976)
	溶接式鋼管用継手	B2304「一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手」(1976)、B2305「特殊配管用鋼製突合せ溶接式管継手」(1977)又はB2307「配管用鋼板製突き合わせ溶接式管継手」(1977)

ウ バルブの材料は、JISG5101「炭素鋼鋳鋼品」(1978)、JISG5501「ねずみ铸铁品」(1976)、JISG5502「球状黒鉛铸铁品」(1975)、JISG5702「黒心可鍛铸铁品」(1978)若しくはJISH5111「青銅鋳物」(1976)に適合するもの又はこれらと同等以上

の機械的性質、耐食性及び耐熱性を有するものであること。ただし、防油堤内に設けるものにあつては、JIS G 5101「炭素鋼鋳鋼品」(1978)、JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」(1975)のうち1種のもの又はJIS G 5702「黒心可鍛鋳鉄品」(1978)のうち3種若しくは4種のこととする。

5 加圧送水装置は、次によること。

- (1) 加圧送水装置は、ポンプ、原動機及び呼水装置並びにこれらに附帯する設備から構成されるものであること。
- (2) 加圧送水装置は、専用とすること。ただし、不適合タンク又は他のタンクに係る消火設備、冷却散水設備等の消防の用に供する設備（以下「消火設備等」という。）と共用する場合であつて、かつ、当該散水設備及びこれと同時に必要となる消火設備等を同時に使用した場合において、それぞれの設備が有効に機能することができるものであるときは、この限りではない。
- (3) 加圧送水装置は、点検が容易で、火災の際容易に接近できる位置に設けること。
- (4) 加圧送水装置の送水区域は、次のいずれかの範囲内であること。この場合において、タンクの中心が当該範囲内に含まれるものにあつては当該タンクを含むことができるものとする。

ア 加圧送水装置を起動した場合において、起動後5分以内に有効に散水することができる範囲内

イ 加圧送水装置を中心に半径500mの円の範囲内。なお、2以上のポンプを直列又は並列に連結して設置するものにあつてはいずれのポンプからも半径500mの円の範囲内であること。

- (5) 加圧送水装置のポンプは、次によること。

ア ポンプは、うず巻ポンプ（ポリュートポンプ又はタービンポンプ）を用いるものであること。

イ ポンプの吐出量は、不適合タンクの側板面積又は近接タンクの側板面積（不適合タンクの空地内に存する部分に限る。）の合計面積のうち、いずれか大なる面積（以下「冷却すべき防護面積」という。）を防護するのに必要な散水管から散水した場合に上記2に定める割合で有効に散水することができる量以上の量であること。

ウ ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値であること。

$$H = h_1 + h_2 + h_3$$

Hは、ポンプの全揚程（単位：m）

h_1 は、当該散水管に設けられた散水ヘッドの設計圧力換算水頭（単位：m）

h_2 は、配管の摩擦損失水頭（単位：m）

h_3 は、落差（単位：m）

この場合において、配管の摩擦損失水頭は、次の式又は図1から図10までに定める摩擦損失水頭線図により求めるものとし、当該配管の管継手、バルブ

及びストレーナ（以下「管継手等」という。）の摩擦損失水頭は、表 1 から表 8 までの管継手等の直管長さ換算表に掲げる管継手等にあつては同表により、同表に掲げる管継手等以外のもののうち管継手にあつては当該管継手の長さ（ねじ込みのものにあつては、ねじ込み部分の長さを除く。）を直管（径違いの管継手にあつては、それぞれの大きさの呼びの配管が直管として接続しているものとみなす。）の長さとするることにより、バルブ及びストレーナにあつては当該バルブ及びストレーナの摩擦損失水頭を測定することによりそれぞれ求めること。

溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち、湿式の部分（配管内が常時充水されている部分をいう。）における摩擦損失水頭の計算式

$$h_2 = 0.012 \frac{L \cdot Q^{1.85}}{D^{4.87}}$$

溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分（湿式の部分以外の部分をいう。）における摩擦損失水頭の計算式

$$h_2 = 0.017 \frac{L \cdot Q^{1.85}}{D^{4.87}}$$

h_2 は、配管の摩擦損失水頭（単位：m）

L は、配管の長さ（単位：m）

Q は、流量（単位：l/min）

D は、配管の内径（単位：cm）

エ ポンプの特性は、最大放射量の 150% となる水を放射する時の全揚程が、最大放射量時の全揚程の 65% 以上のものであること（注 5 参照）。

オ 2 以上のポンプを直列又は並列に連結して設置するものにあつては、すべてのポンプを用いて運転する場合又はその一部のポンプを用いて運転する場合のいずれの場合においても上記イ、ウ及びエを満足するものであること。

カ ポンプには、コックを備えた圧力計及び真空計（押し込み圧力のあるものにあつては、連成計）を設けること。この場合において、コックはこれを閉止した時に、圧力計及び真空計内の圧力を大気圧にすることができるものであること。

なお、ポンプを並列に設置する場合における集合管のマニホールド部には、その吐出側にもコックを備えた圧力計を設けること。

(6) 加圧送水装置の原動機は、次の電動機、内燃機関又はタービン機関とすること。

ア 電動機は、次の電力源に接続したものであること。

(ア) 電力源は、専用回路とすること。ただし、消火設備等の電力源の回路と共用するものにあつては、この限りでない。

(イ) 電力源の開閉器には、散水設備用のものである旨を表示した標識を設けること。この場合において、消火設備等の電力源の回路と共用するものにあつては、散水設備及び消火設備等と共用しているものである旨を表示すること。

イ 内燃機関は、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号。以下「自家発電設備の基準」という。）に定める内燃機関の構造及び性能並びに表示の例によること。

ウ タービン機関は、次によること。

（ア） タービン機関は、常時直ちに始動することができるものであること。

（イ） タービン機関は、常時必要な蒸気又はガスを安定して継続的に供給できる設備を2系列以上附置したものであること。

（7） 加圧送水装置には、次に掲げる設備を設けること。

ア 定格負荷運転時におけるポンプの吐出量（2以上のポンプを並列に設置する場合は、その合計吐出量をいう。）及び全揚程を試験するための設備（注6参照）

イ 締切り運転時における水温の上昇を防止するための逃し管

ウ 加圧送水装置に附置する起動操作設備

エ 非常給水装置付き呼水装置（水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置に限る。）

（8） 上記（7）ウの起動操作設備は、次に掲げるところにより手動起動操作機構及び遠隔起動操作機構を備えたものであること。ただし、加圧送水装置の送水区域が当該装置を中心に半径300mの円の範囲内にとどまるものにあつては遠隔起動操作機構を設けないことができる。

ア 手動起動操作機構の操作部は、加圧送水装置の設置場所に設けること。

イ 遠隔起動操作機構は、加圧送水装置を選択弁等の開放により起動用水圧開閉装置若しくは流水検知装置と連動して起動できるもの又は常時人のいる緊急通報の受信場所で直ちに起動できるものであること。

（9） 上記（7）エの非常給水装置付き呼水装置は、次に適合するものであること。

ただし、これと同等以上の信頼性を有する真空ポンプを用いた呼水装置（予備動力源を附置したものに限る。）がある場合は、非常給水装置付き呼水装置に代えて当該装置とすることができる。

ア 専用の呼水槽を設けたものであること。

イ 呼水槽の容量は、加圧送水装置を有効に作動することができる容量以上のものであること。

ウ 呼水槽には、給水管（呼水槽の減水に応じて、常時給水するための配管をいう。）、非常給水装置及び非常給水管（非常給水装置の作動により呼水槽に給水するための配管をいう。）溢水用排水管及び排水管を設けること。

エ 上記ウの非常給水装置（以下「装置」という。）は、呼水槽の水量が満水時の2分の1量になるまでの間に加圧送水装置を起動させ非常給水管を通じて当該呼水槽に給水できるもので、かつ、当該装置が作動した場合において常時人がいる場所に警報を発するものであること。

6 水源水量等は、次に定めるところによること。

（1） 水源水量は、上記5（5）イに定める冷却すべき防護面積を防護するのに必要

な散水管から上記 2 に定める割合で散水した場合に 240 分間有効に散水することができる量以上の量であること。

- (2) 散水設備の水源を 2 以上のタンクにおいて共用する場合における水源水量は、共用するタンクのそれぞれにかかる冷却すべき防護面積のうち、その面積が最大であるものを防護するのに必要な散水管から上記 2 に定める割合で、散水した場合に 240 分間有効に散水することができる量以上の量であること。
- (3) 散水設備の水源を当該タンクに係る消火設備等の水源と共用する場合における水源（以下「共用水源」という。）の水量は、当該散水設備及び消火設備等（以下「消防設備」という。）において必要とする水量を合計した量以上の量であること。
- (4) 共用水源を 2 以上の危険物施設の消防設備の水源として共用する場合における水源水量は、共用する危険物施設のそれぞれに係る消防設備において必要となる水量（以下「必要水量」という。）のうちその必要水量が最大となる量以上の量であること。
- (5) 水源は、上記 5（4）に定める送水区域ごとに確保すること。

7 散水設備には、タービン機関を動力源として使用するものを除き、次により専用の予備動力源を設けること。ただし、消火設備等の予備動力源と共用する場合であつて、かつ、当該散水設備及び消火設備等を同時に使用する場合においてもそれぞれの設備を有効に機能させることができる場合は、この限りでない。

- (1) 予備動力源は、自家発電設備、内燃機関又は蓄電池設備とすること。
- (2) 予備動力源は、加圧送水装置を有効に作動することができるものであること。
- (3) 予備動力源の電気配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

ア 電線は、600V 耐熱ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線とすること。

イ 配線は、金属管工事又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法による工事により行うこと。

ただし、MI ケーブル又は耐火電線（昭和 48 年消防庁告示第 3 号の基準に適合するものをいう。）により配線する場合は、この限りでない。

ウ 開閉器は、不燃性の材料で造った耐熱効果のある箱に収納すること。ただし、火災の際熱の影響を受けるおそれのない場所に設置する場合はこの限りでない。

- (4) 内燃機関を原動機として使用する加圧送水装置の予備動力源は、当該加圧送水装置のポンプと同性能のポンプ（以下「予備ポンプ」という。）及びこれを有効に作動させることができる内燃機関（以下「予備内燃機関」という。）の一对となつたものを設けること。

ただし、2 以上のポンプを設置する加圧送水装置にあつては、当該加圧送水装置のポンプの設置場所ごとに当該場所に設置されるポンプのうちその性能が最大であるポンプと同性能の予備ポンプ及びこれを有効に作動させることができる予備内燃機関の一对となつたものを 1 以上設置することをもつて足りる。

なお、加圧送水装置のポンプにそれぞれ予備内燃機関を同軸設置するものにあつては、予備ポンプを省略することができること。

(5) 自家発電設備は、次によること。

ア 自家発電設備は、電力源が停電した場合に自動的に電圧確立及び投入が行われるものであること。ただし、常時電力の供給を必要としない回路にあつては、電力源が停電している間のみ自動的に電力源の回路から予備動力源の回路に切り替えられ、必要に応じ電圧確立及び投入が行われるものとするすることができること。

イ 自家発電設備の性能は、定格負荷で、360分以上の時間を連続して運転できるものであること。

ウ 上記ア及びイによるほか、自家発電設備の構造及び性能並びに表示は自家発電設備の基準の例によること。

(6) 内燃機関は、次によること。

ア 内燃機関の性能は、動力源が停電したときすみやかに起動できるもので、かつ、定格負荷で360分以上の時間を連続して運転できるものであること。

イ 上記アによるほか内燃機関の構造及び性能並びに表示は、上記5(6)イによること。

(7) 蓄電池設備は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）の例によること。

8 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等は、地震による影響を考慮して設けること。

図1 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452-1978）及び配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（JIS G 3457-1978）のうち呼び厚さ7.9ミリメートルのものを使用する場合

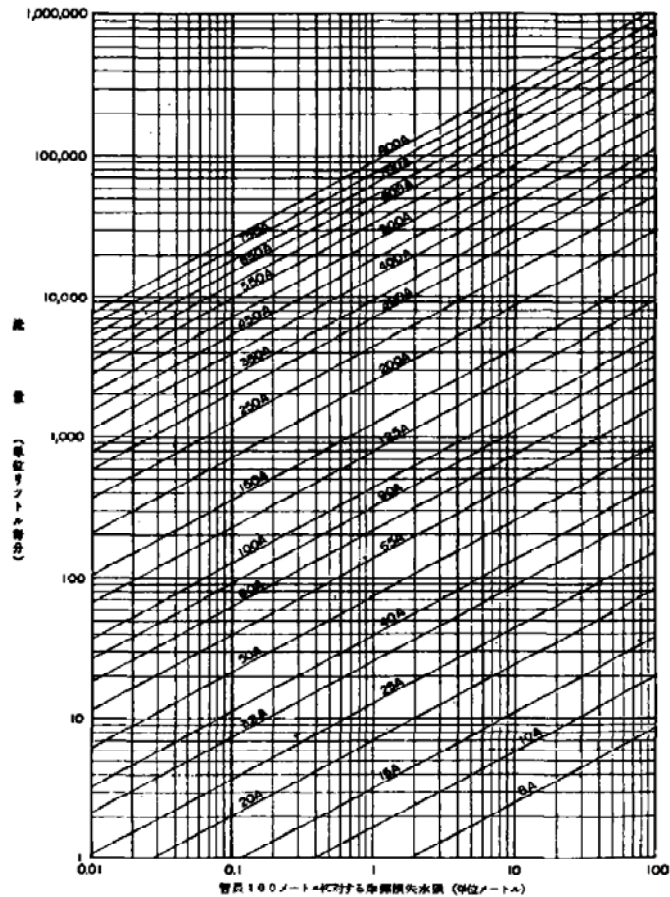


図2 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4－1 9 7 8）スケジュール40を使用する場合

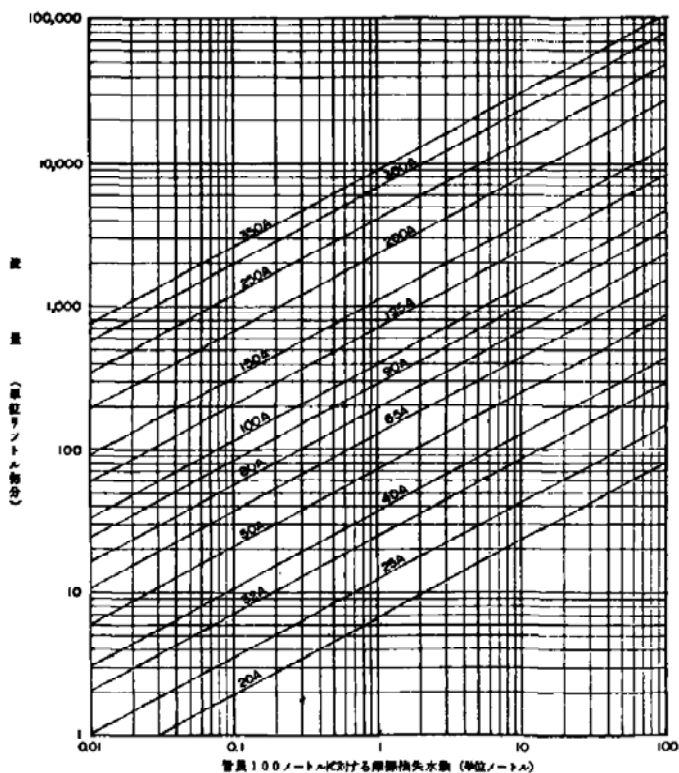


図3 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4－1 9 7 8）スケジュール80を使用する場合

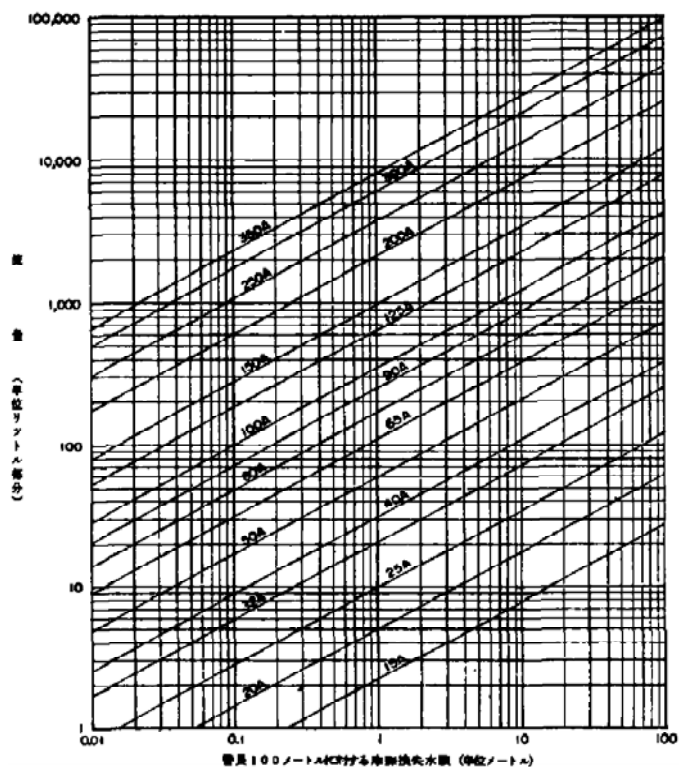


図4 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（JIS G 3457-1978）のうち呼び厚さ9.5ミリメートルのものを使用する場合

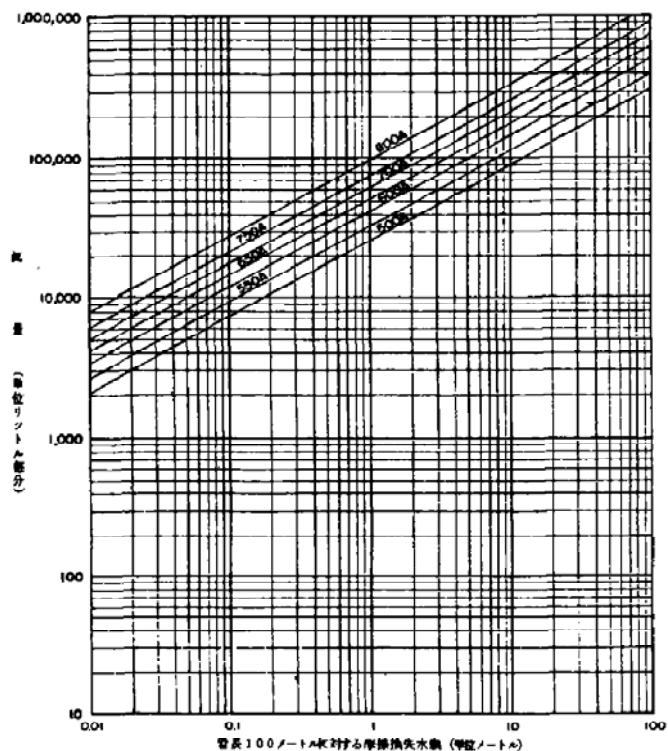


図5 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（JIS G 3457-1978）のうち呼び厚さ12.7ミリメートルのものを使用する場合

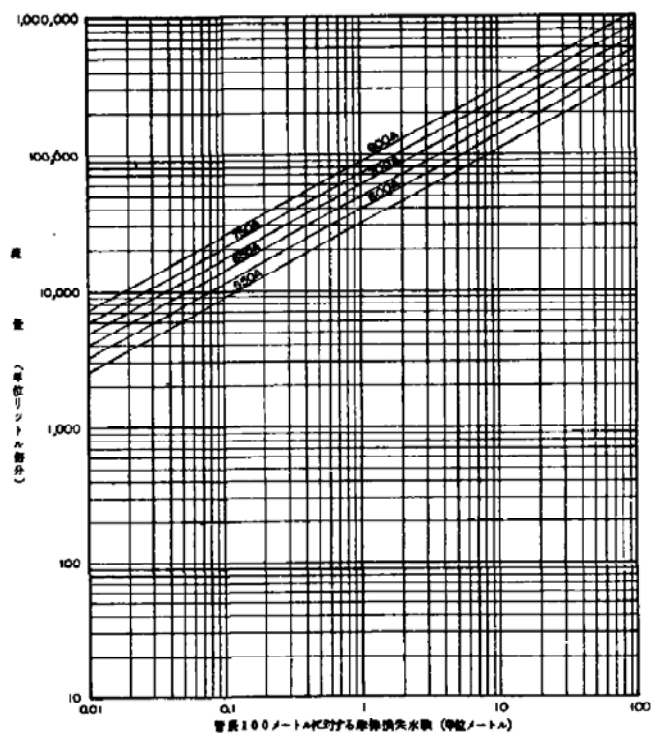


図6 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 2 - 1 9 7 8）及び配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 7 - 1 9 7 8）のうち呼び厚さ7.9ミリメートルのものを使用する場合

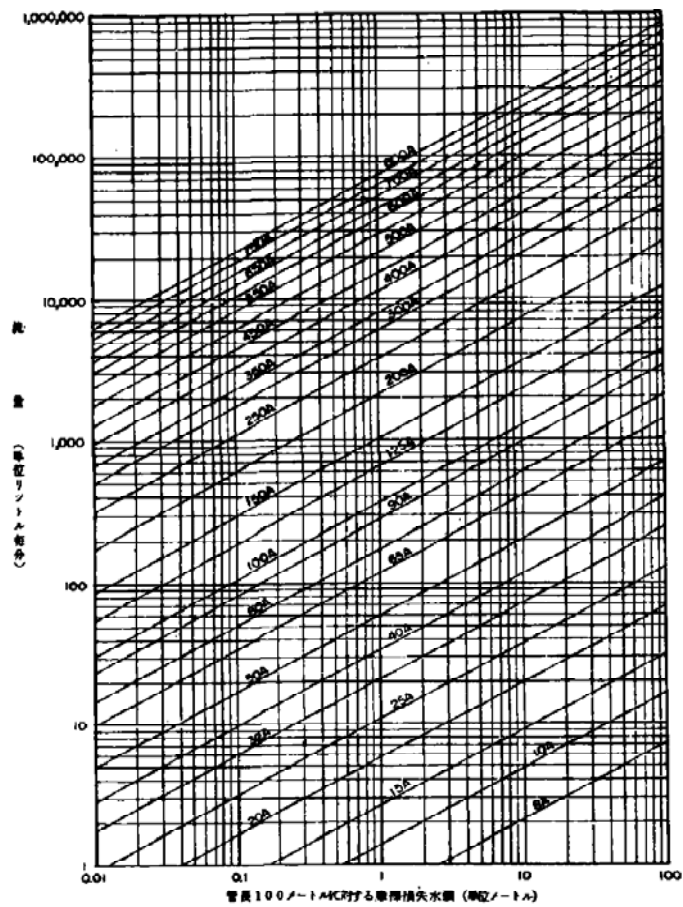


図7 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4 - 1 9 7 8）スケジュール40を使用する場合

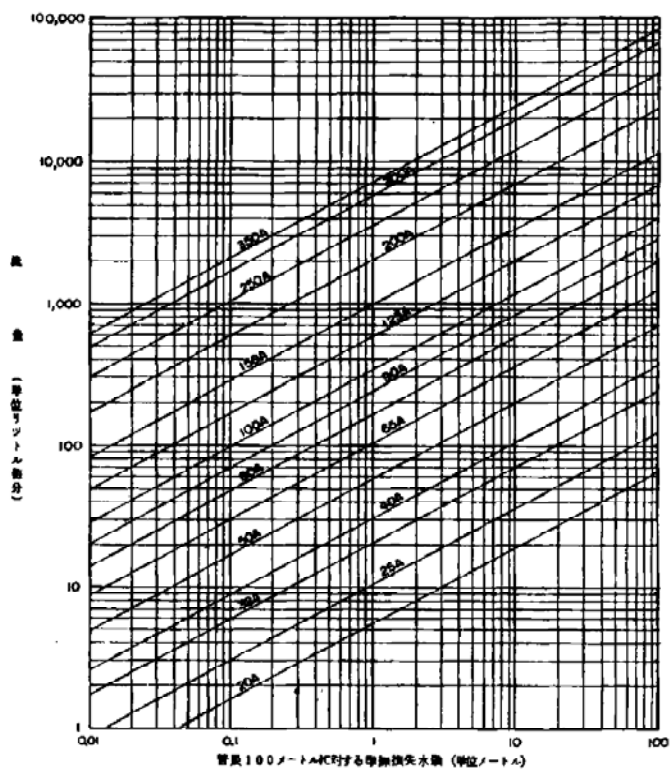


図8 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4 - 1 9 7 8）スケジュール80を使用する場合

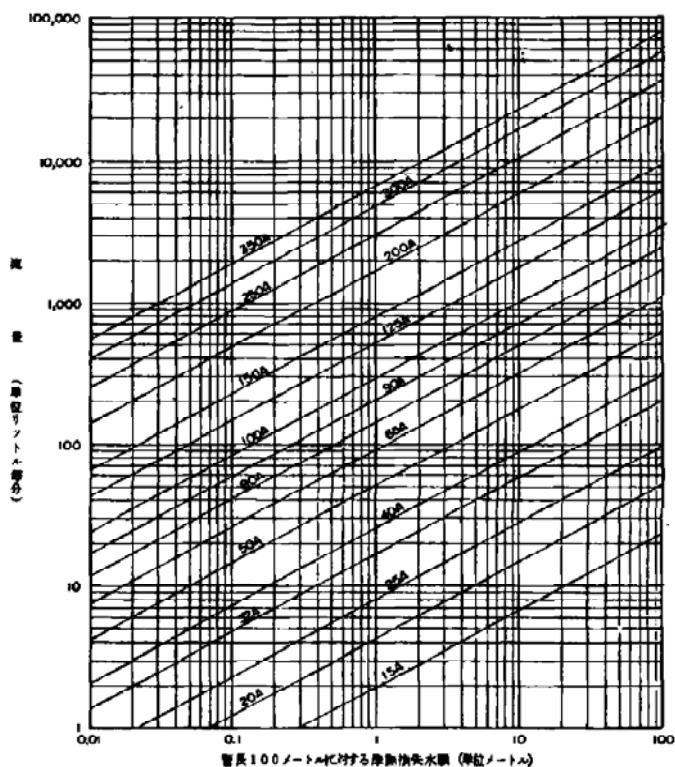


図 9 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 7 - 1 9 7 8) のうち呼び厚さ 9.
 5 ミリメートルのものを使用する場合

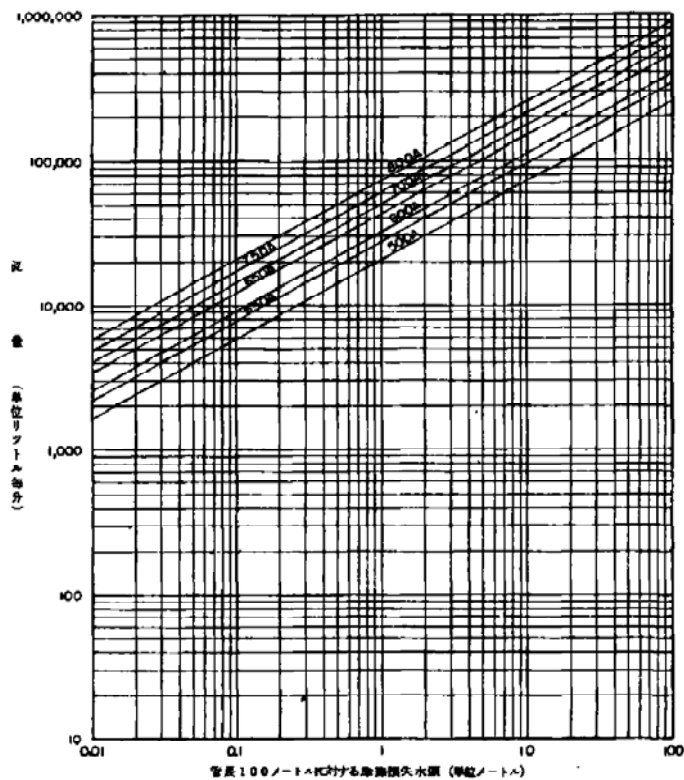


図 1 0 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 7 - 1 9 7 8) のうち呼び厚さ 1
 2. 7 ミリメートルのものを使用する場合

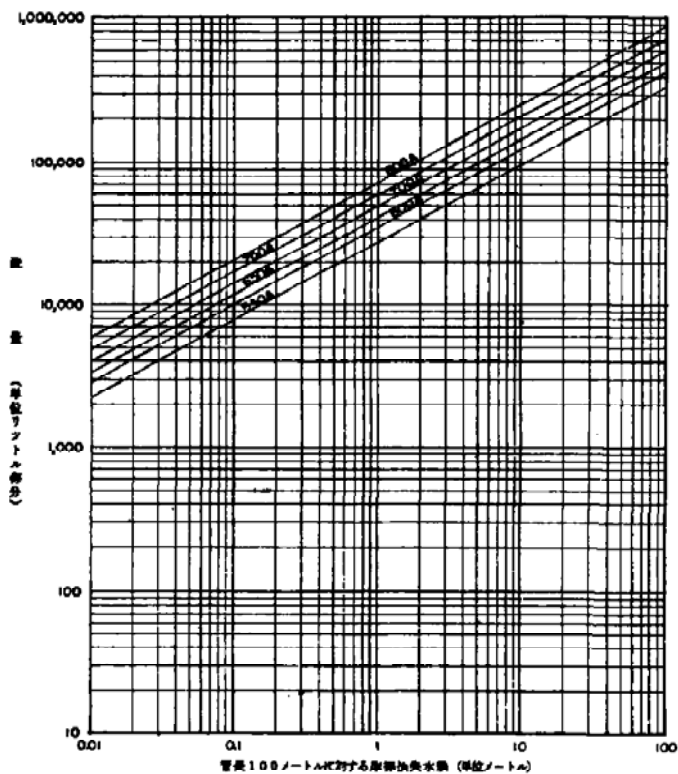


表1 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分
に用いる管継手及び弁類の直管長さ換算表

配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452-1978) を使用する場合

種別	大きさの呼び		8	10	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	400	450	500
	A	B	1/4	3/8	1/2	3/4	1	1-1/4	1-1/2	2	2-1/2	3	3-1/2	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20
ねじ	45°エルボ	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	90°エルボ	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	1.7	2.0	2.3	2.8	3.3	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	リタベン(180°)	0.5	0.7	0.8	1.1	1.4	1.4	1.9	2.2	2.8	3.5	4.2	4.9	5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	み	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	T又はクロス (分流90°)	0.4	0.5	0.7	0.9	1.2	1.2	1.5	1.8	2.3	2.9	3.5	4.0	4.5	5.6	6.6	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	45°エルボ	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1
ねじ	ショート	—	—	—	—	—	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.5	1.8	2.3	2.9	3.5	3.9	4.5	5.0	5.6
ねじ	エルボ	—	—	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6	2.9	3.3	3.8	4.2
ねじ	T又はクロス (分流90°)	—	—	0.5	0.7	0.9	0.9	1.1	1.3	1.7	2.2	2.6	3.0	3.4	4.2	5.0	6.6	8.2	9.8	10.9	12.5	14.2	15.8
ねじ	仕切	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2
ねじ	玉形	2.2	3.0	3.8	5.1	6.6	6.6	8.5	9.9	12.6	16.1	19.2	22.1	25.0	31.1	36.8	48.6	—	—	—	—	—	—
ねじ	アソグ	1.1	1.5	1.9	2.5	3.3	3.3	4.3	5.0	6.3	8.1	9.6	11.1	12.5	15.6	18.5	24.4	—	—	—	—	—	—
ねじ	スイング逆止め	—	0.8	1.0	1.3	1.6	1.6	2.1	2.5	3.1	4.0	4.8	5.5	6.2	7.7	9.2	12.1	15.0	18.0	20.1	23.1	26.1	29.1

(注) 径違いの管継手については、小さい方の径の呼びを適用すること。(表2、3、4、5、6、7及び8において同じ。)